

公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団利益相反管理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団利益相反マネジメント規程（以下「利益相反マネジメント規程」という。）第8条第1項の定めに基づき、公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団（以下「財団」という。）の役職員の利益相反を適切に管理するための利益相反管理委員会（COI委員会。以下「委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語は、この規程において新たに定義しない限り、利益相反マネジメント規程において使用する用語の例による。

第3条 削除

(委員会の役割)

第4条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 利益相反自己申告書（以下「申告書」という。）の審査等を通じた利益相反に関する個々の事案の適否
 - (2) 理事会に提示するこの規程の改定案
 - (3) 申告書等様式の見直し
- 2 委員会は、前項に定める審議の他、以下の役割を有するものとする。
- (1) 利益相反状態にある役職員個人からの質問、要望への対応（説明、助言、指導を含む。）
 - (2) 利益相反の管理ならびに啓発活動及びその企画・広報に関すること
 - (3) 役職員の利益相反申告に関する疑惑が生じたときの調査活動、関係する施設・機関との情報交換、調査活動の結果に応じた改善措置、勧告及び処遇の提案に関すること

(組織)

第5条 委員会は、理事長からの委嘱により、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長として、専務理事から1名
- (2) 副委員長として、業務執行理事から1名
- (3) 事務局長又は事務局長補佐
- (4) 顧問弁護士
- (5) 委員長が予め指名する外部の専門家
- (6) その他、委員長が指名する者

2 第1項第4号から第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 第1項に掲げる者が欠席の場合において、委員長が必要と認めるときは、委員長は当該欠席者の代理人を指名することができる。

(委員長等)

第6条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の場合はその職務を代理する。

(事務)

第7条 委員会の事務は、利益相反管理委員会事務局（以下「COI委員会事務局」という。）として委員長が指名する者において処理する。

(委員会の議事)

第8条 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上で決する。

3 会議は非公開とし、委員は会議の内容を他に漏らしてはならない。

4 委員が審議事案の対象者となる場合は、当該委員は当該事案の審議及び議決に加わることのできない。

(調査等)

第9条 委員会は、必要と認めるときは、審議事案の対象となる役職員に対し、事情聴取、資料提出要求その他必要な調査をすることができる。

2 委員会は、必要と認めるときは、関係者又は外部専門家の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(手続き)

第10条 役職員は、利益相反マネジメント規程第9条に従い申告書を作成の上、COI委員会事務局に提出する。

(委員会への審議の付議等)

第11条 COI委員会事務局は、前条の申告書において利益相反マネジメント規程第7条第1項各号に規定する事項に該当する申告内容が含まれる場合には、当該事案について委員会に審議を付議する。

2 前項の規定にかかわらず、利益相反マネジメント規程第9条第1項後段の規定による随時申告書における申告内容であって、関連企業等から受け取る個人的報酬が委員会で

定める基準額未満の事案については、COI 委員会事務局による確認をもって、COI 委員会の審議に代えることができるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、利益相反マネジメント規程第9条第1項前段の規定による毎年度1回定期的に提出する申告書（以下「定期申告書」という。）において申告する事案について、前回の定期申告書（定期申告書の提出が1回目の者にあっては新規就任又は着任時に提出した申告書）の内容から変わらない場合又は変更があつても報酬額等の金額区分が下がる変更のみの場合、当該事案については委員会へ報告を行うものとし、委員会への審議の付議は要しないものとする。

（審査結果）

第12条 委員会が第4条第1項第1号の審議を行った結果、当該事案が改善を要すると判断した場合、あるいは利益相反の自己申告が不適切であると認めた場合、委員長は、当該事案の対象となる役職員に対し、指導・改善勧告、実施状況の監査等を行う。

- 2 前項の勧告を受けた役職員は、委員会に対し、勧告を受けて行った利益相反の回避又は改善事項を速やかに報告しなければならない。
- 3 委員会は、前号の報告によっても回避・改善が認められず、財団の事業が遂行されるうえで重大な利益相反状態が生じたと判断される場合、理事長に報告を行う。報告を受けた理事長は、速やかに理事会を招集する。
- 4 理事会は、委員会から提案された改善、勧告及び処遇の措置について審議し、対応措置についての決定を行う。
- 5 委員会は、利益相反の有無にかかわらず、全ての審査結果を記録として残す。
- 6 役職員が研究を行うために倫理委員会等へ研究実施計画を申請する際に、倫理委員会等より利益相反の有無に関する審査結果が要求される場合は、COI 委員会事務局は、当該審査結果を所定の様式により役職員へ提供する。

（書面審査）

第13条 委員長が認める場合、委員会は委員を招集しないで書面による審査（書面審査）を行うことができる。

- 2 書面審査の過程において、委員の招集による委員会開催が必要であると判断された場合、委員長は改めて委員の招集による委員会を開催する。

（研修の実施）

第14条 委員会は、利益相反に関する意識の向上を図るため、利益相反マネジメントの理念、方法等を役職員に周知するとともに、適宜啓発活動を行うものとする。

（その他）

第15条 その他この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月30日に改定し、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月20日に改定し、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年12月16日から施行する。